

令和4年3月22日

令和4年上田市長選挙 立候補者 各位

公開質問状

Rainbow Fellows Nagano

代表 みや

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

私たちは長野県内で、LGBTなどの性的少数者の人権の啓発活動や、性的少数者の居場所づくりなどの活動をしているグループです。

メンバーの活動により、これまでに、松本市、長野市、塩尻市、伊那市、駒ヶ根市、飯島町の各議会で、性的少数者の人権に関する請願が採択されています。

各種調査では、LGBTなどの性的少数者は全人口の約5%を占めるとの結果が出ています。人口約15万人の上田市であれば、市内で生活する性的少数者は推計7千人を超えます。性的少数者に関する施策は「一部の特殊な人たち」が対象なのではありません。

日本社会は長い間、性的少数者を異常視し、誤解し、偏見や差別の対象にしてきました。社会の仕組みは性的少数者が「いない」ことを前提に成り立ってきました。

同性同士のカップルは婚姻が認められず、税制や相続制度でも蔑ろにされています。ふだんの生活でも、アパートの契約や入院時の病院対応などで苦難を強いられることが多々あります。

自認する性別が出生時と異なるトランスジェンダーの当事者は、自認する性で生活しようとしても職場で認められず、退職を余儀なくされるなどの事例は、長野県内でも発生しております。

降りかかる差別から自分の身を守るため、性的少数者であることを周囲に隠しながらひっそりと生活している当事者は、上田市内にも少なくないと考えられます。

社会は少しずつ変化しています。札幌地裁は令和3年3月17日、国が同性婚を認めないことは「合理的根拠を欠く差別的取り扱い」として、違憲判決を

出しました。判決ではその根拠の一つとして、同性愛などの性的指向を「自らの意思にかかわらず決定される個人の性質であるといえ、性別、人種などと同様のもの」と述べています。

同性同士のカップルを行政が証明するパートナーシップ制度は、平成 27 年の東京都渋谷区と世田谷区を皮切りに全国で加速的に増えています。導入した自治体数は令和 3 年 12 月 31 日現在、少なくとも 147 になりました。人口カバー率（同種制度のある自治体に住んでいる人口が、国内人口総数に占める割合）は 4 割を超えています。

同性カップルを異性婚と同様に処遇し、手当などを支給する企業も増えています。

ただし、長野県内では、パートナーシップ制度を導入した自治体は、松本市（令和 3 年 4 月開始）、長野市及び駒ヶ根市（令和 4 年 4 月 1 日開始予定）のみです。地方では偏見、差別が根強く残っています。保護者や学校に自らの性的指向や性自認を理解されず、偏見に苦しんで心を閉ざしてしまう子どもたちも少なからず存在しています。

性的少数者を特殊扱いせず、国民が本来持つ人権を平等に行使できる社会の構築が必要であることは明らかだと思います。

特に、行政の役割は重要です。平成 2 年に東京都教育委員会が同性愛者の施設利用を拒否した事件の「府中青年の家」訴訟で、東京高裁は「行政当局は、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されている。知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されない」旨判示しています。

私たちは、自治体がこの問題に取り組む上で、トップである首長の現状認識や今後の方針は、市政全般に大きな影響を与えるものであり、当事者だけでなく、有権者一人一人が一票を投じる上で重要な指標になると考えております。

長い間、激しい差別の対象であったこのテーマは、医学、科学、法律などの知見を常にアップデートしているか、急速に変化する国内外の動きを敏感に捉えているか、なにより、人間の多様性や、市民一人一人の尊厳と平等の大切さをどう考えているかを、端的に現わすテーマだからです。

以上のことから、下記の各事項を質問させていただきます。ご多忙の折誠に恐縮ではございますが、本年 3 月 25 日までに、ご回答を書面にて後記の宛先にいただければ幸いです。

ご回答は本公開質問書とあわせて、弊団体のホームページ、Twitter、SNS 等で公開させていただきます。このほか、県内主要マスコミ等にも情報提供さ

せていただく予定です。

敬具

記

質 問 事 項

1 上田市でのパートナーシップ制度について

- (1) 上田市において、いわゆる自治体パートナーシップ制度（二人の成人の申出に基づいて、両者の法令上の性別が異性であるか同性であるかを問わず、両者が婚姻相当の関係であることを市長名で承認する制度等をいいます。）を導入するお考えはありますか。
- (2) (1)で、このような制度を導入しないお考えの場合、導入しない理由は何ですか。

2 性の多様性に関する条例について

- (1) 性的指向や性自認に関係して、差別的な取り扱いを禁止する規定などを盛り込んだ独自の条例を制定するお考えはありますか？
- (2) (1)の理由は何ですか。

3 学校現場の取り組みについて

- (1) 教育委員会や公立学校が性的少数者の子どもの学習や学校生活を保護・支援していくため、行政として何らかの施策をとるお考えはありますか。
- (2) (1)で、性的少数者の子どもを保護・支援する施策を採らないお考えの場合、そのような施策を採らない理由は何ですか。

4 相談窓口について

- (1) 当事者や関係者からの相談を受け付ける部署を強化するお考えはありますか。
- (2) (1)で、そのような部署を強化しないお考えの場合、強化しない理由は何ですか。

5 啓発活動について

- (1) 性的少数者の理解を深めるため、市民や企業に対して、啓発活動が必要であるとお考えでしょうか。また、具体的な手法をお聞かせください。
- (2) 啓発活動の担当部署を強化するお考えはありますか。

- 5 性的少数者の権利向上に向け、その他に検討されていることがあればお聞かせください。

6 国の婚姻制度について

国の制度の問題ですが、ご見解をうかがいます。現在の婚姻制度は当事者の法令上の性別が異性同士でなければ婚姻できません。

- (1) 同性同士の婚姻を認めることに賛成ですか。反対ですか。
- (2) (1) の理由は何ですか。

7 主要政党が準備している性的少数者への差別禁止や理解増進を図る法案について

- (1) 目的や基本理念に性的少数者への「差別は許されない」との文言を入れた法案の成立について、賛成されますか、反対されますか。
- (2) その理由は何ですか。

<ご回答の提出先>

info (アットマーク) rainbowfellows.net

※pdf ファイルにてお送りいただくようお願いいたします。

内容に関するお問い合わせは以下にお願いします

〒399-8201

安曇野市豊科南穂高504番地17

唐澤佳秀法律事務所

弁護士 宮井麻由子 (弊団体法律顧問)

電話 0263-87-3892

FAX 0263-87-3893